

副 本

平成23年(ワ)第886号 浜岡原子力発電所運転終了・廃止等請求事件

原 告 石 垣 清 水 外31名

被 告 中 部 電 力 株 式 会 社

証 拠 説 明 書 (3 1)

令和7年4月30日

静岡地方裁判所民事第2部合議B係 御中

被告訴訟代理人弁護士

堤

真 吾

外10名



前記当事者間の頭書事件につき、被告は、提出書類について下記のとおり証拠の説明をする。なお、被告において、下記の立証趣旨に直接関連する箇所を下線を引いた。

記

乙B号証（原子力発電所の自然的立地条件（地震、地盤、津波等）に関するもの）

乙B第138号証 南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ報告書 説明資料

作成者 中央防災会議 防災対策実行会議 南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ

作成年月日 令和7年3月31日

原本・写しの別 写し

立証趣旨 以下のことを証する。

- ・ 平成26年3月の南海トラフ地震防災対策推進基本計画の策定から10年が経過することから、同計画の見直しに向け、被害想定の見直し（令和7年3月10日付け被告準備書面（47）6頁）がなされ、公表されていること
- ・ 新たな被害想定を行うに当たり、南海トラフ周辺のフィリピン海プレートの形状及び震源断層域について、更新が必要となるような新たな知見はないことから、南海トラフ検討会の南海トラフ沿いの最大クラスのプレート間地震に係る強震断層モデル及び津波断層モデルは変更しないとされ、主な変更項目としては、地形データの高精度化及び浅部・深部の地盤データの更新がされたこと
(内閣府のホームページからダウンロードした。)

乙B第139号証の1ないし3 浜岡原子力発電所4号炉 設計基準対象施設について

[表紙, 目次, 本文, 別添, 別紙]

作成者 中部電力株式会社

作成年月日 令和6年12月6日

原本・写しの別 写し

立証趣旨 被告が, 南海トラフ沿いのプレート間地震を考慮して策定した基準地震動 S_s を踏まえ, 新規制基準に沿った検討を行い, 本件原子力発電所4号機の設計基準対象施設の耐震設計についてその方針を取りまとめたこと及びその内容について証する。

乙B第140号証 浜岡原子力発電所4号炉 重大事故等対処設備について

[表紙, 目次, 本文, 補足]

作成者 中部電力株式会社

作成年月日 令和6年12月6日

原本・写しの別 写し

立証趣旨 被告が, 南海トラフ沿いのプレート間地震を考慮して策定した基準地震動 S_s を踏まえ, 新規制基準に沿った検討を行い, 本件原子力発電所4号機の重大事故等対処設備の耐震設計についてその方針を取りまとめたこと及びその内容について証する。

乙B第141号証の1ないし3 浜岡原子力発電所3号炉 設計基準対象施設について

[表紙, 目次, 本文, 別添, 別紙]

作成者 中部電力株式会社

作成年月日 令和6年12月6日

原本・写しの別 写し

立証趣旨 被告が、南海トラフ沿いのプレート間地震を考慮して策定した基準地震動S sを踏まえ、新規制基準に沿った検討を行い、本件原子力発電所3号機の設計基準対象施設の耐震設計についてその方針を取りまとめたこと及びその内容について証する。

乙B第142号証 浜岡原子力発電所3号炉 重大事故等対処設備について

[表紙, 目次, 本文, 補足]

作成者 中部電力株式会社

作成年月日 令和6年12月6日

原本・写しの別 写し

立証趣旨 被告が、南海トラフ沿いのプレート間地震を考慮して策定した基準地震動S sを踏まえ、新規制基準に沿った検討を行い、本件原子力発電所3号機の重大事故等対処設備の耐震設計についてその方針を取りまとめたこと及びその内容について証する。

乙E号証（その他）

乙E第84号証 令和4年度原子力規制委員会 第35回臨時会議議事録

作成者 原子力規制委員会

作成年月日 令和4年9月2日

原本・写しの別 写し

立証趣旨 令和4年9月2日の原子力規制委員会臨時会議において、同委員会の更田委員長（当時）から、本件原子力発電所4号機及び同3号機の各原子炉設置変更許可申請とその許可との関係について整理する必要があるとの意見が出されたことを証する。

（原子力規制委員会のホームページからダウンロードした。）

乙E第85号証 浜岡原子力発電所の津波に対する防護対策の確実な実施とそれまでの間の運転の停止について

作成者 原子力安全・保安院

作成年月日 平成23年5月6日

原本・写しの別 写し

立証趣旨 被告に対する経済産業大臣からの本件原子力発電所の運転停止の要請の内容について証する。

（国会図書館のホームページからダウンロードした。）

乙E第86号証 浜岡原子力発電所5号機原子炉圧力容器等の健全性評価に係る課題と今後の計画について

作成者 中部電力株式会社

作成年月日 令和6年10月31日

原本・写しの別 写し

立証趣旨 以下のことを証する。

- 被告は、本件原子力発電所5号機の復水器の細管損傷による海水混入事象に係る機器レベルの健全性評価を完了していること
- 被告は、本件原子力発電所5号機の圧力容器等は継続使用が可能であると評価していること
- 被告は、海水混入事象が、圧力容器及び炉内構造物の機能に対して影響を及ぼす可能性は低く、また、原子炉水の浄化により腐食環境を抑制していることから、圧力容器及び炉内構造物は健全であると評価していること
- 被告は、現在、これまでに行った機器レベルの健全性評価の結果を補完するデータの拡充を進めるとともに今後の系統レベルの健全性評価に向けた検討を実施し、併せて本件原子力発電所5号機の運転再開後における設備の継続的な点検プログラム等の検討も実施していること

以上

